

岐阜県公報

第 六 百 七 十 六 号
令 和 八 年 四 月 十 日
(金 曜 日)

目 次

規 則

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

(市 町 村 課) 一四七ページ

岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(防 災 課) 一四七

告 示

御嶽山県立自然公園の指定の解除

(自 然 環 境 課) 一四八

御嶽山県立自然公園の公園計画の廃止

(同) 一四八

御嶽山県立自然公園の公園事業の廃止

(同) 一四八

御嶽山県立自然公園の特別地域の指定の解除

(同) 一四八

御嶽山県立自然公園の公園事業の決定

(同) 一四八

御嶽山県立自然公園の特別地域の指定

(同) 一五〇

御嶽山県立自然公園の特別保護地区の指定

(同) 一五〇

保安林に指定する予定である旨の通知

(森 林 保 全 課) 一五一

公 示

土地改良事業の工事の完了

(農 地 整 備 課) 一五二

規 則

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和八年四月十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第六十八号

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(令和八年岐阜県条例第九号)附則第一項第二号に掲げる規定の施行期日は、令和八年四月十日とする。

岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年四月十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第六十九号

岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例施行規則(平成二十六年岐阜県規則第九十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「及び白山国立公園」を「白山国立公園及び御嶽山国立公園」に改め、同条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第五条第二号中「警察本部地域部地域課」を「警察本部警備部警備第一課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第二百三十四号

岐阜県立自然公園条例（昭和三十九年岐阜県条例第四十五号）第五条第一項の規定により、御嶽山県立自然公園の指定に関する告示（平成十一年岐阜県告示第二百七十三号）をもって指定した御嶽山県立自然公園の指定を解除するので、同条第二項において準用する同条例第四条第二項の規定により告示する。

令和八年四月十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県告示第二百三十五号

岐阜県立自然公園条例（昭和三十九年岐阜県条例第四十五号）第七条第一項の規定により、御嶽山県立自然公園の公園計画を廃止したので、同条第二項において準用する同条例第六条第四項の規定により告示する。

令和八年四月十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県告示第二百三十六号

岐阜県立自然公園条例（昭和三十九年岐阜県条例第四十五号）第七条の第三第三項の規定により、御嶽山県立自然公園の公園事業を廃止したので、同項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和八年四月十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県告示第二百三十七号

岐阜県立自然公園条例（昭和三十九年岐阜県条例第四十五号）第九条第三項の規定により、御嶽山県立自然公園の区域内における特別地域の指定を解除するので、同項において準用する同条例第四条第二項の規定により告示する。

令和八年四月十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県告示第二百三十八号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第九条第二項の規定により、御嶽山国立公園の公園事業を決定したので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、公園事業の位置を表示した図面は、岐阜県環境エネルギー生活部自然環境課、飛騨県事務所、高山市役所及び下呂市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和八年四月十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

公園事業の決定事項

単独施設

事業の名称

岐阜県告示第二百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和八年四月十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 保安林予定森林の所在場所

大垣市上石津町上字日向山一五四九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び大垣市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和八年四月十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 保安林予定森林の所在場所

高山市山口町二〇九七の一、二〇九七の二、二〇九八の一、二〇九九、二二〇二か

ら二一〇四まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和八年四月十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 保安林予定森林の所在場所

瑞浪市稲津町小里字宮ヶ根六九の四（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部
 森林保全課及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公示する。

令和八年四月十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
ため池等整備事業	深山第2地区	令和八・三・六

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公示する。

令和八年四月十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
かんがい排水事業 (保全合理化型)	剣地区	令和七・六・四

令和八年四月十日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
 発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三一
 岐阜文芸社